

富山県キャッシュレス決済端末導入業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領において、富山県キャッシュレス決済端末導入業務を委託する事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるもの。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

富山県キャッシュレス決済端末導入業務

(2) 業務内容

別紙「富山県キャッシュレス決済端末導入業務委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和12年3月31日まで

3 見積限度額

委託期間における委託料の見積限度額は金28,490,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）を超えない範囲内とする。

本調達に係る経費の見積にあたり、消費税及び地方消費税は、合わせて10%の税率で積算すること。

なお、この限度額とは別に契約手続きにおいて予定価格を設定します。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の条件をすべて満たすこととします。

- ① 提案するPOS (Points of Sales) システムについて、過去5年間に地方公共団体（都道府県、政令指定都市、中核市）における実績（導入又は運用等）があること。
- ② 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制をとれる者であること
- ③ 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、プロポーザル実施の日までに富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- ④ このプロポーザルの募集開始の日から採用者決定の日までの間に、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること
- ⑤ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと
- ⑥ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること
- ⑦ 国税及び地方税を滞納していないこと
- ⑧ 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと
- ⑨ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している法人その他の団体又は個人に該当しない者であること

5 プロポーザルの参加手続等

(1) 参加申込み

プロポーザルへの参加を希望される場合は、参加申込書（様式1）を令和6年11月6日（水）午後5時まで（必着）に電子メールにて提出してください。（必ず電話で到達確認をお願いします。）

なお、参加申込時点で競争入札参加資格者名簿への登載を希望する場合は、下記 URL

を参照のうえ、出納局総務会計課用度管理係に令和6年11月20日（水）までに申請書類をご提出ください。

<https://www.pref.toyama.jp/1803/sangyou/nyuusatsu/jouhou/kj00001285/kj00001285-002-01.html>

(2) 本プロポーザル実施に関する質問

本プロポーザル実施に関する質問は、質問書（様式4）へ記入のうえ、令和6年11月15日（金）午後5時（必着）まで受け付けるものとし、受け付けた質問に関する回答は令和6年11月20日（水）（予定）に全ての参加者に通知します。なお、質問は電子メールにより受け付けします。（電話及び口頭による質問は受け付けません。）

6 企画提案書等の提出

本プロポーザルへの参加を申し込みされた業者は、別紙委託仕様書を踏まえ、次のとおり、企画提案書等を提出してください。

(1) 提出期限

令和6年11月26日（火）午後5時（必着）

(2) 提出書類

以下の書類を提出願います。なお、提出書類は返却しません。

ア 企画提案書

※詳細は「7 企画提案書の作成について」参照

イ 経費見積書

様式は自由としますが、年度毎の経費を算出し、見積書を提出してください。また、構築費及び運用保守の内訳が具体的にわかるように記載してください。

ウ 受注実績事例（様式5号）

過去に取組んだことのある事例又は同等の事例について、概要、経費等を個別事例ごとに記載してください。

(3) 提出方法

電子メールによる送付またはオンラインストレージによるダウンロード方式とし、ファイル形式はPDFとします。

なお、提出するファイルの合計容量が10MBを超える場合は事前にご連絡ください。大容量ファイルの送信方法について、別途お知らせします。

7 企画提案書の作成について

(1) 規格

A4横、100ページ以内（指定様式は除く）

(2) 留意事項

ア 表紙には、表題として「富山県キャッシュレス決済端末導入業務に係る提案書」と提案者名（共同企業体の場合は、共同企業体名及び代表構成員名）を記載すること。

イ 目次には、章・節等の項目番号及び、参照先のページ番号を記載すること。

ウ 別紙委託仕様書の業務内容、決済端末等機能要件、導入・運用に関する要件について、網羅すること。

エ 審査委員会において複数の提案を公正に比較できるよう、提案者名の記載は最小限にすること。

8 審査方法等

(1) 審査方法

企画提案書等の書面審査とプレゼンテーションにより、最も優れた提案であると評価された者を契約候補者とします。なお、参加申込者が多数の場合、事前に書類選考を実施し、プレゼンテーション参加者を選定します。

ア 書面審査

企画提案書、経費見積書をもとに、審査員が書面審査を実施します。なお、「4 参加資格要件」を満たしていない場合、参加資格の審査結果を提案者に通知します。

イ プレゼンテーション

企画提案書で表現できない部分についての説明のため、プレゼンテーションを実施する。提案者が1者の場合であっても、プレゼンテーションを実施しますが、この場合は、県が求める要求水準を満たしているかどうかで選定の可否を決定します。

(ア) 実施日時

日時：令和6年12月12日（木）または12月13日（金）

(イ) 実施方法及びタイムスケジュール

①プレゼンテーションは対面での実施とします。

順番は提案書の提出順とし、詳細は別途、通知します。

②持ち時間は、30分以内（予定）とし、プレゼンテーション終了後の質疑応答時間は15分以内（予定）とします。

(2) 評価基準

別紙評価基準のとおり

(3) 結果通知

選定の有無に関わらず、後日審査結果を書面で通知し、契約候補者の名称等を県のホームページ（「公募型プロポーザル」ページ）で公表します。なお、審査結果に関する質問については回答しません。

9 その他

(1) 提出いただく案は、参加業者1者につき1提案とします。

(2) 次の各号に該当した場合、提案者は失格になる場合があります。

- ・所定の日時までに所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合
- ・審査関係者と直接又は間接を問わず連絡を求めた場合
- ・本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- ・企画提案書等に虚偽の記載をした場合

(3) プロポーザルへの参加、企画提案に要するすべての費用は、参加者負担とします。

(4) 委託候補者と県は、内容を別途協議の上、契約を締結します。（委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。委託候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、その実施内容の詳細や業務履行に必要な具体的な条件などの協議を行い、調整が整った場合に、随意契約の手続きを行います。）

(5) 委託業務の著作権は、県に属するものとします。

(6) 受注者は、委託事業を実施するにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

(7) 参加申込をした後に参加を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

10 今後のスケジュール

令和6年10月22日（火）	プロポーザル公示
令和6年11月6日（水）	プロポーザル参加申し込み締め切り
参加申込書提出～令和6年11月15日（金）	質疑受付期間
令和6年11月15日（金）	プロポーザルに関する質問書提出締め切り
令和6年11月26日（火）	企画提案書等提出締め切り
令和6年12月12日（木）または13日（金）	プレゼンテーション
令和6年12月下旬（予定）	契約候補者の決定

1 1 提出先・問い合わせ先

富山県出納局出納課

E-mail : asuito@pref.toyama.lg.jp

電話番号 : 076-444-3421